

令和5年
第2回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和5年第2回定例会の開会にあたり、仲 明議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけですが、議員の皆さまとともに、市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回任期を終えられました前議長の小川 公明議員には、格別なご高誼を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、先月8日から、感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザ等が分類されている、いわゆる「5類感染症」に変更されております。

しかしながら、世の中からコロナウイルスが無くなる訳ではありませんので、今後も各種の感染症と同様に、行政として十分な対応をしていくとともに、一方では、観光来訪客の受け入れや情報発信の充実など、集客交流人口の増加に向けて、変化を求め、チャレンジしてまいりたいと考えております。

特に来年度、令和6年度は、市制施行70周年、熊野古道世界遺産登録20周年という大きな節目を迎えることとなり、コロナ禍以前の賑わいを取り戻すことができるよう、さまざまな取り組みを進めてまいりますので、市民並びに議員の皆さまのご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(おわせSEAモデル構想の推進)

先ず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

本年4月21日に開催の全員協議会で報告させていただきました

た、中部電力による燃料第2ヤードでの「木質バイオマス発電」の事業化につきましては、事業採算性が保てない、との理由で、おわせSEAモデル協議会総会の場において、取り下げる旨の報告がなされました。

振り返れば、今から5年前の平成30年5月、尾鷲三田火力発電所の事業廃止にあたり、本市と中部電力とで「同発電所用地の有効活用について、相互に協力し、共存共栄の理念に基づき地域の活性化に努める」とする、「地域協定」を締結しました。

その協力事項の1丁目1番地というべき、すなわち、本事業の廃止で本市への経済的な打撃を被ることに対し、真っ先に着手すべき、最優先事項は「エネルギーの地産地消・有効活用に関すること」であるということは、お互いの共通認識であると確信しております。

そして、本事業の取り下げは、尾鷲商工会議所が現在鋭意進めております、排熱を活用した陸上養殖事業にも、大きな影響を及ぼすことは必至であります。

「おわせSEAモデル構想」を円滑かつ効果的に推進するために、「おわせSEAモデル協議会」を本市と尾鷲商工会議所、中部電力の3者で設立し、侃々諤々の議論を戦わせながら、実現に向けて取り組みを進めてきておりますが、やはり土地所有者である中部電力が、今後、単に土地の賃貸借を行うだけではなく、「おわせSEAモデル構想」を実現させるという、社としての強い信念と行動が必要ではないかと、地元自治体の首長として、強く、その思いを抱いている次第であります。

そして、何より将来にわたり、この広大な跡地だけを、何の利活用もなく、負の遺産として、そのまま残されるのは尾鷲市であります。

この跡地問題を先送りすることなく、地域協定の原点に立ち返り、3者が更なる連携を図り、「おわせSEAモデル構想」の実現に向け、より一層努力を傾注し、取り組んでまいり所存でありますので、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

(尾鷲総合病院の診療体制)

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

本年度より、内科医師4名、外科医師1名、整形外科医師1名を増員し、三重大学医学部・伊勢赤十字病院・松阪中央総合病院・松阪市民病院・済生会松阪総合病院のご協力により、非常勤医師に頼っていた外来体制が、何とか常勤医師で対応できる体制を整えました。

また、市民の皆さまに不安を与えていた救急医療につきましても、常勤医師が充実したことに伴い、伊勢・松阪地区への管外搬送は減少傾向にあります。

そして、4月29日から土曜・日曜日のみで開始いたしました小児救急につきましても、子育て世代の親御さん達からは、「安心感がある」とのお声をいただいております、引き続き対応してまいります。

次に、今月から毎週月曜日に、無呼吸症候群を専門にした外来診療を、幸治病院長自らが行っております。

潜在的な患者が多いとされているなか、気になる症状がある方には、この機会に受診をお奨めいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが5類に移行しましたが、ウイルス自体の感染力が弱まった訳ではなく、引き続き院内感染防止に努め、安心して受診できる医療提供体制の充実に取り組んでまいりますので、市民の皆さまには、身近な病院としてご利用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(新型コロナウイルス感染症対策)

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されたことに伴い、今後の感染症対策は、個人や事業者等の判断に委ねられることとなります。

しかしながら、換気や手洗いなど基本的な感染対策は、引き続き有効とされておりますので、状況に応じた感染症対策を主体的に実

施することや、日頃の健康管理を心掛けるなど、引き続きご留意いただきますようお願いいたします。

本年度の接種につきましては、65歳以上の高齢者など、重症化リスクの高い方については、春から夏にかけての接種を実施することとなっており、先月より、すでに開始しております。

国の方針では、新型コロナワクチン接種は、個別接種での実施が適当である、とされていることから、本市におきましても、すでに個別接種で実施しておりますが、周知期間が十分に取れなかったことから、医療機関が限られている須賀利、九鬼・早田、輪内地区の方につきましては、今回の春夏接種に限り、今月中に集団接種を実施いたします。

また、秋冬接種につきましては、現時点では、初回接種が完了している5歳以上の全ての方が対象となっており、順次、個別接種で進める予定となっております。

今後におきましても、引き続き、紀北医師会、紀北薬剤師会にご協力いただきながら、接種を希望される方が安全・安心に接種していただけるよう、努めてまいります。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる、近畿自動車道紀勢線につきましては、現在、国土交通省と本市との連携事業として、防災拠点機能とパーキング機能を併せ持つ、「国道42号尾鷲南パーキング」の整備を鋭意進めているところであります。

この度、関係各位のご尽力により、パーキング機能としての公衆トイレ棟及び道路啓開室、駐車場一部エリアにつきましては、順調に進めば7月末に暫定供用を開始する運びとなりますことを、報告申し上げます。

この施設は、平常時は休憩・情報提供施設として、災害時には復旧支援に資する防災拠点としての活用を想定しておりますが、今後、防災利用はもとより、本市の新たな起点としての活用も考慮しなが

ら、全体供用開始に向け、国土交通省と連携しながら、関係各位と協議を進めてまいります。

（防災対策）

次に、防災対策についてであります。

先月6日に尾鷲魚市場周辺で開催いたしました「ちびっこ防災フェア」につきましては、12の関係機関のご協力のもと、多くの皆さまにご来場いただきました。

自衛隊や警察、消防などの車両や船舶展示、地震体験、放水体験、ドローン操作体験などを通じ、本市の将来を担う子どもたちに、「防災」をより身近に捉えてもらうことができたものと感じております。

また、今月25日には、市内古江町のアクアステーション周辺におきまして、尾鷲市土砂災害総合防災訓練を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を図り、顔の見える関係性の構築を図ってまいります。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、住民の皆さまの防災・減災意識の向上を図り、これからの出水期しゅつすいきに備えていただきたいと考えております。

（商工振興）

次に、商工振興についてであります。

先の臨時会で議決いただいた尾鷲市プレミアム付商品券、及び尾鷲よいとこスタンプ2倍サービスにつきましては、夏休みに入る来月7月21日からの販売開始に向け、準備を進めております。

当該事業は、5億4,620万円の経済効果を見込んでおり、ここ数年続いたコロナ禍により、大きな影響を受けている市民の皆さま、事業者の皆さまに向け、市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化の一助となればという思いで、本事業を推進してまいります。

市民の皆さまにおかれましては、是非、有効活用していただきませう、お願い申し上げます。

また、先月20日に、4年ぶりに開催されました「第9回尾鷲旬のコツまみバル」につきましては、市民の皆さまをはじめ、市外からのお客様も多数お越しいただき、まさに大きな賑わいが生まれたところでもあります。

主催者である尾鷲商工会議所、並びに各店舗の皆さまのご尽力に感謝を申し上げますとともに、本市といたしましても、当地自慢の「食」やまち歩きの魅力を生かせる取り組みを、官民一体となって推進してまいります。

(観光振興)

次に、観光振興についてであります。

本市の4大イベントに関しましては、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことに伴い、コロナ禍以前の催しが可能になるものと思っております。

このうち、尾鷲の夏の風物詩であり、記念すべき第70回大会となる「おわせ^{みなと}港まつり」につきましては、8月5日に開催することが決定しております。

現在、おわせ^{みなと}港まつり実行委員会が中心となり、尾鷲商工会議所青年部などとともに、記念となる新たな催しについて検討を重ねている、との報告を受けております。

夏の夜空を彩る迫力満点の大仕掛け花火など、さまざまな催しを通じて、皆さまに元気と喜びを届けられるよう、官民一体となって取り組んでまいります。

また、秋以降のイベントとしての「全国尾鷲節コンクール」「おわせ海・山ツデーウォーク」「尾鷲磯釣大会」につきましても、実行委員会の皆さま、関係者の皆さまとともに、訪れていただいたお客様に喜んでいただけるよう、開催内容等について協議を進めてまいります。

(学校給食)

次に、市内小・中学校の学校給食についてであります。

「尾鷲市学校給食センター」から「尾鷲中学校」への親子方式による配送を4月10日から実施し、本市の小・中学校全校で学校給食を開始しております。

皆さまの長年の念願である、温かい食事を提供できるようになったことは、生徒の健康維持のための栄養バランスがとれた食事の提供はもちろん、ご家庭への負担軽減が図られることとなり、子育てしやすいまちづくりの一助となったものと考えております。

生徒からは「温かくておいしい」という声が聞かれ、保護者の皆さまからも「負担が軽減し、助かっている」というお言葉をいただいております。

また、尾鷲市学校給食センターの設置・運営に関しては、これまで以上の量の給食を作っていただくスタッフや、保護者、議員並びに関係者の皆さまには、本事業へのご理解とご協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

更に、先の臨時会で議決いただきました、国の新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金を活用し、先月から開始している給食の無償化により、子育て世代への支援を行うことで、経済的な負担軽減を実施し、安心して子育てできる環境の推進につながるものと考えております。

今後におきましても、子どもたちの学習環境の整備など、子育てしやすいまちづくりを一層推進してまいります。

(情報発信)

次に、情報発信の取り組みについてであります。

昨年4月よりスタートしております「第7次尾鷲市総合計画」、そして、本年4月よりスタートしております「尾鷲市教育ビジョン」におきまして、地域課題に主体的に取り組み、未来の尾鷲を託すことのできる「人づくり」を重要なテーマに掲げております。

また、本市は、豊かな自然を有し、人と人とのつながりも深く、安心して暮らせるまちを目指す一方で、人口減少、少子高齢化、財政の硬直化等の難しい課題にも直面しております。

これらの課題解決の一つの方策として、本市の魅力発信と関係人口の増加を目的としたキャッチフレーズ「あいうえ尾鷲」と、市内外で活躍される本市にゆかりのある方々を紹介することで、魅力の発信と市の知名度の向上を図る「尾鷲人」のコンテンツを、市ホームページ及び広報おわせにて、先月より公開いたしました。

「あいうえ尾鷲」とは、本市の魅力を発信し、交流人口を増加させるキーワードとして、「あ：愛嬌たっぷり」「い：生き生き」「う：うまい」「え：笑顔あふれる」「お：尾鷲」を略したキャッチフレーズとして作成したものであります。

また、「尾鷲人」につきましては、市内外で活躍されている、本市にゆかりのある方々を紹介することで、魅力の発信、市の知名度の向上を図り、関係人口の増加や人材育成に寄与することを目的とするものであります。

この「尾鷲人」の方々を紹介することにより、コンテンツを見た子どもたちが、「自分も尾鷲人のようになりたい」、そういったモチベーションの向上につながることにより、教育ビジョンの基本方針である、「次代を切り拓く人財の育成」、「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、地域の発展を担う人財の育成」の一助となるものと確信しております。

この「あいうえ尾鷲」及び「尾鷲人」のコンテンツを活用し、尾鷲の良さを発信する魅力発信のみならず、「人財」の育成も含めた取り組みを、一層推進してまいります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と、議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配布の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億6,509万7千円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を192億2,888万6千円とするものであります。

先ず、歳入について説明いたします。

2ページをご覧ください。

14款、国庫支出金1億2,497万7千円の増額は、低所得世帯支援枠として交付される、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,397万8千円の増額、及び生活保護業務効率化事業補助金149万6千円の追加が主なものであります。

15款、県支出金30万円の増額は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金の追加であります。

18款、繰入金1,452万円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款、諸収入1,630万円の増額は、中村山公園トイレ整備工事に対する地域づくり助成事業助成金1,000万円、及び一般コミュニティ助成事業助成金460万円の追加が主なものでございます。

21款、市債900万円の増額は、中村山公園トイレ整備工事に対する都市公園事業債の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

先ず、総務費の防災費では、市内1地区に対する地域防災組織育成助成事業補助金150万円の追加、コミュニティセンター費では、市内2地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金460万円の追加であります。

次に、民生費の生活困窮者自立支援事業費では、物価高騰に対する支援として、住民税非課税世帯等に対して一世帯当たり一律3万円を給付する、物価高騰対策生活支援給付金1億2,000万円のほか、通信運搬費103万2千円、システム改修委託料292万6千円の追加が主なものであります。

生活保護総務費では、制度改正に伴うシステム改修委託料299万2千円の増額が主なものであります。

次に、衛生費の塵芥処理施設費では、入札による額の確定により、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料236万6千円を減額するものであります。

次に、農林水産業費の水産振興費では、養殖魚の研究用飼料等としての消耗品費17万8千円の増額、漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料37万5千円の追加であります。

次に、土木費の公園費では、老朽化した中村山公園のトイレ整備工事請負費1,900万8千円の追加であります。

5 ページをご覧ください。

教育費の事務局費では、スクールバスの置き去り防止対策として、車内確認ブザーシステム購入費44万6千円の追加、小学校の学校管理費では、向井小学校の高圧受電設備修繕料234万円の増額であります。

運動場管理費では、^{くにしのはま}国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託料1,100万3千円の追加であります。

体育文化会館管理費では、体育文化会館の使用を中止したことに

伴う管理経費の減額が主なものであります。

議案書にお戻りいただき、3ページをご覧ください。

議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、県において、市道の一部である県所有地を所有権移転することから、その市道の一部を廃止し路線の変更を行うため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と、議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」の2議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきまして説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、造成地の土質状況等により工事の施工内容に変更が生じ、契約金額を増額する必要があることから、変更契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。

報告第1号「令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、感染症予防対策事業をはじめとする、令和4年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

なお、感染症予防対策事業につきましては、令和5年度第1号補正予算において、新型コロナウイルスワクチンの追加接種費用を計上した際に、事務処理上の理由から予算を一本化したため、翌年度繰越額がゼロ円となりましたことを、合わせて報告いたします。

次に、7ページの報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」につきまして説明いたします。

令和5年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和5年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートや「せぎやま倶楽部」の文化芸術展や舞台技術講習会、共催事業として「教育文化事業」及び「第36回全国尾鷲節コンクール」、その他、大ホール開放イベントや映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。

先ず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」757万円は、入場料等収益257万円、貸館利用料収益490万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、今年度は新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場としての貸館利用料収益の減少が見込まれることによるものであります。

次に、「管理受託収益」が4,434万9千円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入で、予算減額の主な要因は、指定管理料に見直しによるものあります。

収入の部、合計は5, 193万1千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

「支出の部」事業費であります。

このうち主なものは、「臨時雇用賃金」1, 090万7千円は職員4名分、「福利厚生費」170万円は職員4名分の社会保険事業主負担分で増減の主な理由は、職員人件費見直しによる、勘定科目の変更及び減額であります。

「光熱水費」945万円は会館の電気代及び水道代、「賃借料」83万4千円は、映画上映賃借料等であります。

「委託費」1, 729万9千円は自主事業公演委託費等で、予算減増の主な要因は、事業収益の貸館利用料収益の減少が見込まれることから、自主事業の事業費の公演料に係る委託費を減額としたことによるものであります。

「手数料」210万2千円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、4, 522万4千円であります。

次に、9ページをご覧ください。

管理費のうち主なものは、「臨時雇用賃金」277万円は職員1名分の賃金、「委託費」129万6千円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は、640万8千円であります。

支出の合計は5, 163万2千円となり、前年度と比較しますと468万2千円の減額となります。

10ページから11ページは、「正味財産増減計算ベース」での収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

(降壇)